平成 26 年版

浜松市の市税のすがた

浜 松 市

目 次

浜松市	の殺の	あら	ŧ	L

1 はじめに	1
2 浜松市の税	2
3 平成 25 年度市税の決算状況と分析	
(1) 平成 25 年度収入状況	3
(2) 収入率の状況	
(3) 滞納繰越額の状況	8
(4) 不納欠損処理の状況	10
4 平成 26 年度市税予算の概要	12
収入率向上・滞納額削減対策	
1 今後の目標と対策	13
2 個別の取組	
(1) 浜松市税条例の改正による納期の変更	15
(2) 民間委託による初期滞納への対応	16
(3) 外国人の収入率の向上	17
(4) 口座振替の推進	18
(5) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理	
(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働	20
(7) エルタックスの実績と取組	21
国と地立の 即49	
国と地方の取組	22
1 国と地方の税体系 カカス カスカス カスカス カスカスカス カスカスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカス カスカスカスカス カスカスカス カス	
2 静岡地方税滞納整理機構の効果と実績	25
3 条例指定寄附金制度	25 26
4 ふるさと納税(寄附金) 制度	20
浜松市の税の分析	
1 統計からみた税の分析	
(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴	28
(2) 経年変化からみた平成 25 年度決算の特徴	30
(3) 浜松市の市税収入率実績表	32
2 市民一人当たりの分析	
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係	33
(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	34

浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はその根幹をなすものである。本市においては、市民税(個人・法人)をはじめ 9 種類の税を課税しており、平成 25 年度市税収入は 1,270 億円と前年度を 25 億円上回り、一般会計歳入総額 2,889 億円の 44%を占めている。

税の適正な賦課に加え、収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納を見逃すことは、多くの善良な市民に対する負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる事が危惧される。

本市では、平成 19 年度に「市税滞納削減アクションプラン(第 1 次)」、平成 22 年度に「市税滞納削減新アクションプラン(第 2 次)」を策定し、職員が一丸となって収入率向上・滞納額削減に取り組み、成果を上げてきた。

平成 25 年度には、「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、新たな目標を掲げ、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

収入率においては、個人市民税における特別徴収事業所指定の徹底や、滞納処分の早期着手など、これまでの取組の充実強化により、現年課税分収入率は、過去最高となった前年度の98.85%を更に上回る98.97%となった。

また、平成 25 年度末の市税累積滞納額についても、対前年度比 7 億円減少し、53 億円となるなど、着実に取組の成果が現れている。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収入状況等の分析に基づき、今後の取組を示すことで、市税の現状について理解していただく際の案内役となるものと考えている。

浜松市の税 2

市 民税

個人市民税

市内に住所のある方等に課される税で、税金を負担する能力のある 人が一定額を負担する「均等割」と、所得の額に応じて負担する 「所得割」からなる。

納税者の便宜を図るため、申告・納税等は個人県民税とあわせて行 われる。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税で、資本金等の額や 市内従業者数に応じて負担する「均等割」と、所得の額により決定 される法人税額(国税)に応じて負担する「法人税割」からなる。

固定資産税 市内の固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して課される税

原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される税 軽自動車税

たばこの製造業者や輸入業者などが、市内の小売店にたばこを売り 市たばこ税 渡すときに課される税

事業所税 市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対して課さ

れる税で、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てられるため の目的税

都市計画税 市街化区域内の土地・家屋に対して課される税

> 下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業または土地区画整理事業 に要する費用に充てられるための目的税

入 湯 税 鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯に対して課される税 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に 必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられるための 目的税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に課される税 鉱 税 産

特別土地保有税 5,000 ㎡以上の土地の所有者または土地の取得者に課される税 平成15年度以降、新たな課税は停止

3 平成25年度市税の決算状況と分析

(1) 平成 25 年度収入状況

(単位:百万円、%)

						· - · - ·	
					= -	/	-
		24 決算額	25 最終予算	25 決算額	決算 増減額	決算 増減率	予算 増減額
市民税	個人	44,691	45,437	45,513	822	1.84	76
THE ECHT.	法人	10,483	11,102	11,000	517	4.93	102
固定資產	 	50,666	51,039	51,233	567	1.12	194
軽自動車	三税	1,524	1,559	1,565	41	2.69	6
市たばこ	税	4,836	5,378	5,376	540	11.17	2
事業所移	ź	5,024	5,000	4,968	56	1.11	32
都市計画	可税	7,147	7,172	7,202	55	0.77	30
その他の)税	138	113	122	16	11.59	9
Ė	†	124,509	126,800	126,979	2,470	1.98	179

(現年課税分、滞納繰越分を含む)

《収入額の現状》

事業所税、固定資産税(土地)など一部減収があったものの、市民税(個人・法人) 固定資産税(家屋・償却資産) 市たばこ税など多くの税目において増収となったため、市 税全体では1,270億円、対前年度比25億円の増収となった。

<個人市民税>

特別徴収事業所指定の拡大による影響や、給与所得額及び納税義務者数の増加により 8.22 億円の増となった。

<法人市民税>

小売業では 1.77 億円の減、サービス業では 1.32 億円の減となったものの、製造業では 7.15 億円の増、運輸通信業では 1.66 億円の増となり、全体で 5.17 億円の増となった。また、法人税割額の納税義務者数は前年度より 108 社増加し、5,808 社となった。

<固定資産税>

地価下落の影響により土地が 1.10 億円の減収となったものの、新増築の増により家屋が 6.82 億円の増、設備投資の増加により償却資産が 0.32 億円増となり、全体としては 5.67 億円の増となった。

<軽自動車税>

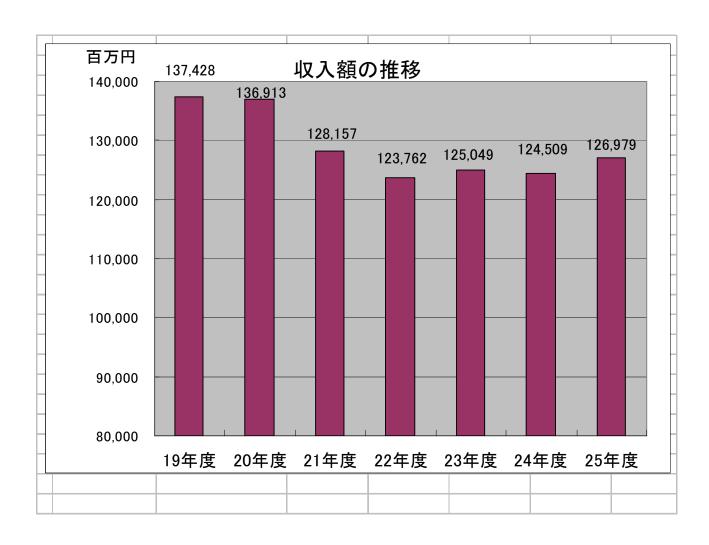
軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により、0.41 億円の増となった。

<市たばこ税>

売り渡し本数が減少したものの、税制改正により、県たばこ税の一部が市たばこ税に 移譲されたことから 5.40 億円の増となった。

<都市計画税>

固定資産税と同様、土地分の減と家屋分の増により 0.55 億円の増となった。



《収入額の指定都市比較》

(= 類似都市)

市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
707,362	1	190,717	4
641,870	2	239,051	1
488,237	3	214,594	2
288,989	4	198,135	3
279,544	5	144,011	19
276,118	6	182,136	5
270,594	7	175,887	8
244,429	8	166,231	11
219,191	9 (1)	175,377	9 (2)
200,803	10	169,485	10
175,905	11	164,185	12
172,108	12	178,349	6
156,555	13	162,324	13
131,059	14 (2)	155,987	15 (4)
126,979	15 (3)	160,419	14 (3)
125,668	16 (4)	177,702	7 (1)
118,993	17 (5)	147,192	18 (7)
110,008	18 (6)	154,078	16 (5)
109,000	19 (7)	150,855	17 (6)
96,100	20 (8)	129,948	20 (8)
246,976		171,833	
129,625		156,445	
	(百万円) 707,362 641,870 488,237 288,989 279,544 276,118 270,594 244,429 219,191 200,803 175,905 172,108 156,555 131,059 126,979 125,668 118,993 110,008 109,000 96,100 246,976	(百万円) (百万円) 707,362 1 641,870 2 488,237 3 288,989 4 279,544 5 276,118 6 270,594 7 244,429 8 219,191 9 (1) 200,803 10 175,905 11 172,108 12 156,555 13 131,059 14 (2) 126,979 15 (3) 125,668 16 (4) 118,993 17 (5) 110,008 18 (6) 109,000 19 (7) 96,100 20 (8) 246,976	市税収入額 (百万円) 順位 (円) 707,362 1 190,717 641,870 2 239,051 488,237 3 214,594 288,989 4 198,135 279,544 5 144,011 276,118 6 182,136 270,594 7 175,887 244,429 8 166,231 219,191 9(1) 175,377 200,803 10 169,485 175,905 11 164,185 172,108 12 178,349 156,555 13 162,324 131,059 14(2) 155,987 126,979 15(3) 160,419 125,668 16(4) 177,702 118,993 17(5) 147,192 110,008 18(6) 154,078 109,000 19(7) 150,855 96,100 20(8) 129,948

各市の金額は速報値で決算認定前の数値 ()の順位は類似都市内の順位

類似都市()とは、市町村合併支援プランにより平成 13 年以降に合併を行い政令指定都市に移行した自治体をいう。

さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が 該当する。

20 政令指定都市 (以下、「指定都市」)中、市税収入額は15位、一人当たり市税額は14位

- ・本市の市税収入額 1,269 億 79 百万円は、前年度と同様指定都市 20 市中 15 位で、指定都市の平均収入額 2,469 億 76 百万円の約半分
- ・市民一人当たり市税 160,419 円は、指定都市中 14 位で、指定都市平均を 11,414 円下回る。
- ・類似都市比較では、市税収入額、市民一人当たり市税額ともに8市中3位となっている。

(2) 収入率の状況

【平成25年度(現年課税分)収入率】

(単位:百万円、%)

				/		/ -
		H25 調定額	H25 収入額	H25 収入率	H24 収入率	収入率増減
市民税	個人	45,428	44,670	98.33	98.24	0.09
112 504%	法人	11,012	10,973	99.64	99.50	0.14
固定資産	税	51,097	50,686	99.20	99.06	0.14
軽自動車	税	1,574	1,545	98.09	97.92	0.17
市たばこ	税	5,376	5,376	100.00	100.00	0.00
事業所税	ı	4,970	4,958	99.76	99.61	0.15
都市計画	税	7,182	7,124	99.20	99.05	0.15
その他の	税	123	120	97.85	99.02	1.17
現年課程	脱分計	126,762	125,452	98.97	98.85	0.12
滞納繰	越分	5,959	1,527	25.63	23.78	1.85
合	計	132,721	126,979	95.67	94.99	0.68

収入率は、千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 98.97% は前年度から 0.12 ポイント増

- ・市税全体の現年課税分・滞納繰越分合計の収入率は、前年度より 0.68 x ひ り 95.67% となった。
- ・現年課税分収入率は、口座振替の推進、個人市民税における特別徴収事業所の指定の徹底の効果や、滞納整理の早期着手の強化により、前年度より 0.12 ポイント増の 98.97%となった。
- ・滞納繰越分の収入率は、差押えを中心とした滞納整理の徹底の効果により、前年より1.85 ポイント増の25.63%となった。

(= 類似都市)

	市名	全体分収入率(%)	順位	現年課税分 収入率 (%)	順位	滞納繰越分 収入率 (%)	順位
	名古屋市	98.74	1	99.53	1	38.67	2
	横浜市	98.48	2	99.29	2	44.60	1
	京都市	97.64	3	99.17	4	34.29	5
	川崎市	97.30	4	99.05	8	33.94	6
	福岡市	97.07	5	99.12	6	30.41	8
	北九州市	96.96	6	99.07	7	33.48	7
	広島市	96.84	7	99.16	5	27.92	11
	大阪市	96.77	8	99.18	3	24.92	18
	札幌市	96.71	9	98.95	13	37.78	4
	神戸市	96.62	10	99.04	9	29.80	9
	仙台市	96.22	11	98.78	14	38.08	3
\Diamond	新潟市	95.82	12 (1)	98.99	11 (2)	25.67	16 (6)
\Diamond	静岡市	95.79	13 (2)	99.03	10 (1)	27.46	13 (3)
\	浜松市	95.67	14 (3)	98.97	12 (3)	25.63	17 (7)
\Diamond	堺市	95.43	15 (4)	98.74	16 (4)	28.85	10 (1)
\Diamond	さいたま市	95.18	16 (5)	98.67	17 (5)	27.16	14 (4)
\	相模原市	94.79	17 (6)	98.54	20 (8)	26.43	15 (5)
	千葉市	94.59	18	98.76	15	24.74	19
\Diamond	岡山市	94.46	19 (7)	98.66	18 (6)	21.14	20 (8)
\Diamond	熊本市	94.12	20 (8)	98.63	19 (7)	27.83	12 (2)
	指定都市平均	96.26		98.97		30.44	
	類似都市平均	95.16		98.78		26.27	

各市の収入率は速報値で決算認定前の数値(同率の場合は、小数点第三位で順位付) ()内の順位は類似都市内の順位

全体分、現年課税分、滞納繰越分収入率ともに前年度と比べて上昇しているものの、指定 都市全体の収入率も上昇していることから、全体分、滞納繰越分は前年度と同順位、現年 課税分は12位(H24:11位)となった。

類似都市との比較においては、全体分、現年課税分は前年度と同順位であったが、滞納繰越分は7位(H24:6位)となった。

- ・収入率は、横浜市、名古屋市、京都市など旧5大市が高く、類似都市が低い傾向
- ・市税全体収入率 95.67%(H24:94.99%)は、指定都市の平均 96.26%(H24:95.64%)より 0.59 ポイント低く、20 市中 14 位(H24:14 位)
- ・現年課税分収入率 98.97%(H24:98.85%)は、指定都市の平均 98.97%(H24:98.81%)と同じ収入率となり、20 市中 12 位(H24:11 位)
- ・滞納繰越分収入率 25.63%(H24:23.78%)は、指定都市の平均 30.44%(H24:28.14%)より 4.81 ポイント低く、20 市中 17 位(H24:17 位)
- ・類似都市比較では、全体分及び現年課税分収入率では8市中3位、滞納繰越分収入率は8 市中7位

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	H25	H24	H25-H24
前年度末の滞納繰越額	5,999	6,833	834
のうち、収入額	1,527	1,600	73
不納欠損額	475	563	88
調整額(調定減)	39	103	64
新規滞納額	1,305	1,432	127
年度末滞納繰越額 + +	5,263	5,999	736
滞納繰越額の増減 -	736	834	98
滞納繰越分収入率	25.63	23.78	1.85

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位:百万円、%)

	H2	25	H24		
	税額	割合	税額	割合	
調定額(現年課税分+滞納繰越額)	132,721	-	131,073	-	
うち滞納繰越分調定額	5,959	4.49	6,730	5.13	
年度末滞納繰越額	5,263	3.97	5,999	4.58	

滞納繰越額税目別内訳及び人数

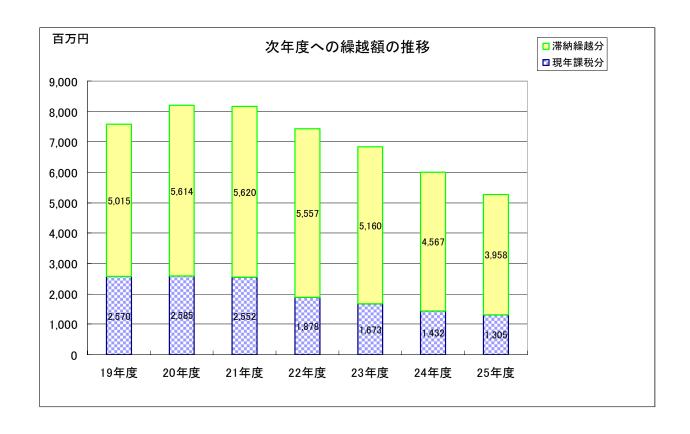
(単位:百万円)

税目		H25	H24	H25-H24
市民税	個人	3,210	3,659	449
リロで作	法人	134	152	18
固定資産税		1,539	1,773	234
軽自動車税		109	114	5
事業所税		48	48	0
都市計画税	都市計画税		249	31
その他の税		5	4	1
合計		5,263	5,999	736
実人数	汝	38,941	42,084	3,143

《滞納繰越額の現状》

平成 25 年度末滞納繰越額は前年度と比べて 7.36 億円減少し、52.63 億円となった。

- ・滞納繰越分の収入額は、対前年度比 0.73 億円減の 15.27 億円
- ・新規滞納額は、対前年度比 1.27 億円減の 13.05 億円
- ・税目別では、個人市民税が 4.49 億円減、固定資産税が 2.34 億円減で、全体では 7.37 億円の減
- ・滞納繰越の人数は、38,941 人と前年度と比べて3,143 人の減



《滞納繰越額の指定都市比較》

市名	年度末滞納繰越額	調定額に対する
	(百万円)	割合
名古屋市	4,805	0.97%
横浜市	9,285	1.29%
京都市	5,427	2.17%
川崎市	7,037	2.37%
福岡市	7,026	2.47%
北九州市	4,381	2.71%
大阪市	18,418	2.78%
広島市	5,968	2.88%
札幌市	8,372	2.90%
神戸市	8,127	2.90%
仙台市	6,225	3.40%
静岡市	4,662	3.55%
新潟市	4,800	3.87%
浜松市	5,263	3.97%
堺市	5,904	4.30%
さいたま市	10,012	4.35%
千葉市	8,589	4.72%
相模原市	5,494	4.78%
岡山市	5,619	4.82%
熊本市	5,360	5.25%
指定都市平均	7,039	3.32%

<u>年度末滞納繰越額の市税調定額に対する割合</u> <u>は指定都市平均より高い</u>

- ・現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に 対する年度末滞納繰越額の割合3.97% (H24:4.58%)で、指定都市平均3.32% と比べて0.65 ポイント高い。
- ・全ての市において、滞納繰越額(前年度 指定都市平均:8,285百万円) 調定額に対す る割合(前年度指定都市平均:3.92%)とも に減少しており、どの都市でも、徴収対策 に重点を置いていることがうかがえる。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

区分	H2	25	H2	24	H25	-H24
运 力	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)
消滅時効	22,211	274,172	20,754	256,629	1,457	17,543
執行停止3年継続	2,148	29,363	7,776	121,195	5,628	91,832
即時欠損処理	5,420	181,804	8,063	191,110	2,643	9,306
計	29,779	485,339	36,593	568,934	6,814	83,595

不納欠損処理・・・・・・・既に調定されている歳入が、以下の理由により徴収し得なくなり、 今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理する もの。

・消滅時効・・・・・・・・・・・・・徴収権を 5 年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)

(地方税法第18条)

・執行停止3年継続・・・滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間 継続したことにより消滅したもの。

(地方税法第15条の7第4項)

・即時欠損処理・・・・・・ 滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させた もの。

(地方税法第15条の7第5項)

《不納欠損処理の現状》

平成 25 年度の不納欠損額は、対前年度比 0.8 億円減の 4.9 億円

・消滅時効により不納欠損となった件数は、前年度より 1,457 件増加したが、執行停止 3 年継続及び即時欠損処理により不納欠損となった件数は減少し、全体の調定に対する不納欠損の割合も前年度と比較して 0.06 ポイント減少し、0.37%となった。

《不納欠損額の指定都市比較》

市名	不納欠損額	調定額に対する割合
市名	(千円)	(%)
千葉市	1,342,832	0.74 (0.75)
岡山市	855,026	0.73 (0.40)
静岡市	917,127	0.70 (0.71)
熊本市	654,823	0.64 (0.83)
さいたま市	1,131,705	0.49 (0.55)
神戸市	1,348,245	0.48 (0.57)
福岡市	1,308,384	0.46 (0.50)
大阪市	3,022,506	0.46 (0.41)
相模原市	502,539	0.44 (0.43)
仙台市	731,497	0.40 (0.46)
札幌市	1,151,386	0.40 (0.53)
浜松市	485,339	0.37 (0.43)
新潟市	447,131	0.36 (0.40)
広島市	693,158	0.33 (0.36)
北九州市	539,273	0.33 (0.31)
川崎市	969,772	0.33 (0.52)
名古屋市	1,424,729	0.29 (0.36)
堺市	369,635	0.27 (0.21)
横浜市	1,603,526	0.22 (0.33)
京都市	519,699	0.21 (0.22)
指定都市平均	1,000,917	0.43 (0.46)

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

()はH24 実績

不納欠損額の市税調定額に対する割合は指定都市 20 市中 12 位 (H24:11 位)

- ・現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する不納欠損額の割合は、0.37%(H24:0.43%) で指定都市の平均より 0.08 ポ か低い。
- ・各市とも調定額に対する不納欠損額は1%に満たない状況である。

4 平成26年度市税予算の概要

(単位:千円、%)

税	目	平成 26 年度 当初予算	平成 25 年度 最終予算	= - 比較増減	/ 伸び率	構成比
本尺 税	個人	45,683,000	45,437,000	246,000	0.54	35.86
市民税 	法人	11,225,000	11,102,000	123,000	1.11	8.81
固定資産税	į	51,424,000	51,039,000	385,000	0.75	40.36
軽自動車税	į	1,575,498	1,559,498	16,000	1.03	1.24
市たばこ税	į	5,200,980	5,377,980	177,000	3.29	4.08
鉱産税		20	20	0	0	0.00
特別土地保	! 有税	2	2	0	0	0.00
入湯税		124,500	112,500	12,000	10.67	0.10
事業所税		4,986,000	5,000,000	14,000	0.28	3.91
都市計画税	<u> </u>	7,181,000	7,172,000	9,000	0.13	5.64
計		127,400,000	126,800,000	600,000	0.47	100.00

H26 市税予算総額は 1,274 億円で、前年度最終予算額と比較して 6 億円、0.47%増

- ・個人市民税は、景気の回復基調による給与所得の増を見込んで2.5億円の増
- ・法人市民税は、景気の回復基調による企業収益の増を見込んで 1.2 億円の増
- ・固定資産税は、家屋の新増築の増と償却資産における設備投資の増を見込んで、3.9 億 円の増
- ・市たばこ税は、売り上げ本数の減を見込んで1.8億円の減
- ・固定資産税及び個人市民税で市税全体の約76%を占めている。

収入率向上・滞納額削減対策

1 今後の目標と対策

・第3次市税滞納削減アクションプランにより定めた各数値目標は、平成25年度末において概ね達成した。今後も、設定された目標値にとどまることなく、一層の取組を行っていく。

<全体目標>

	H25 実績	アクションプラン目標値				
	□23 天稹	H25	H26	H27		
現年課税分収入率	98.97%	98.95%	99.00%	99.05%		
滞納繰越分収入率	25.63%	25.50%	27.00%	28.50%		

<目標達成のために>

現年課税分収入率の向上

- > 現年課税徴収対策の企画と進捗管理
 - ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づき、担当者別の目標額を明確にし、達成 率の進捗管理を徹底する。
- ▶ 現年課税分早期滞納処分の実施
 - ・現年課税分(市・県民税、固定資産税)1期のみの滞納であっても、早期滞納処分を 実施し、現年課税分収入率の向上を図る。
- > 民間委託業務の効率化
 - ・電話催告システムの更新や、民間委託している催告業務の拠点が元目分庁舎に移転 したことに伴い、収納対策課と委託先との事務連絡が容易となるため、業務連携の 合理化、拡充により、委託業務内容の見直しや、効率性を高め、一層の業績の向上 を図っていく。
 - ・滞納者への早期の対応は、電話催告を主体とし、適時に訪問催告を行うことで、費 用対効果が高い催告を実施する。

外国人の収入率の向上

- ▶納税に対する広報を積極的に実施するとともに、滞納者に対しては財産・収入状況等の調査を徹底し、差押等の法的処分による徴収対策を強化する。
- ▶ 納税相談に積極的に対応し、滞納処分の停止及び現年課税分の減免等にも取り組み、 滞納額の削減を図っていく。

口座振替の推進

	1105 FT/#	アクションプラン目標値				
口座振替利用率	H25 実績	H25	H26	H27		
	54.87%	54.90%	55.00%	55.10%		

▶平成25年度から継続して、納税通知書へ口座振替申込用の返信用封筒を同封し、申込者の利便性を向上させることで、より一層の口座振替加入者の増を図っていく。

特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

		アクションプラン目標値			
特別徴収率	H25 実績	H25	H26	H27	
	83.52%	83.00%	83.50%	84.00%	

特別徴収率:給与所得者数のうち特別徴収による納税者の割合

▶平成 24 年度に静岡県下一斉の特別徴収事業所への指定取組と連携を図り、受給者総人員3人以上の事業所に対し、特別徴収事業所の指定を行った。平成26 年度は、平成25 年度と同様に、新たに指定した事業所への啓発を継続するとともに、納入遅れがあった場合には、滞納とならないよう早期の対応を行う。

個人市民税の収入率向上を目指した県との連携

▶県と連携した徴収対策を行う。

個人市民税収入率	H25	実績	H26 目標		
(現年課税分+滞納繰越分)	県	浜松市	県	浜松市	
	92.2%	92.8%	92.8%	93.0%	

納税意識高揚施策の展開

- > 浜松納税意識啓発市民会議と連携して、納税意識の啓発を図る。
- ▶ 平成 26 年版「市税のすがた」の作成・公表により納税意識の啓発を図る。

滞納繰越分収入率の向上

差押えを中心とした滞納整理の徹底

(H24 実績:4.721 件、H25 実績:5.514 件)

- ▶来庁要請、法的処分中心の滞納整理の更なる徹底を図る。
- ▶財産調査、配当計算書作成事務の一層の合理化により、差押え中心とした滞納整理の 徹底を図る。

累積滞納額の削減

		アクションプラン目標値			
累積滞納額	H25 実績	H25	H26	H27	
	52.6 億円	56 億円未満	53 億円未満	50 億円未満	

- ▶徴収担当職員のグループ目標や個人目標を明確にし、定期的な進捗管理を行い、 効果的な滞納整理を進める。
- ▶捜索、公売の実施により、回収困難債権の処理を進めていく。
- ▶長期滞納案件について徹底した調査を行い、早期に債権処理の方針を決定すると同時 に、小額案件についても、合理的な財産調査を徹底し、滞納整理を推進する。
- ▶ 現年課税分について、1 期でも滞納している者に対し早期滞納処分を実施することで、 新規滞納繰越の増加を抑止し、累積滞納繰越額の削減を図る。

2 個別の取組

(1)浜松市税条例の改正による納期の変更

内容

平成 26 年度から納期内納付率の向上を目的として、個人市民税(普通徴収) 固 定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納期について、浜松市税条例の一部改正を 行い、各月 5 日であった納期限を前月の末日とする納期とした。

税目	期別	改正後	改正前
	第 1 期	6月11日 ~ 同月30日	6月16日 ~ 7月 5日
個人市民税	第 2 期	8月11日 ~ 同月31日	8月16日 ~ 9月 5日
(普通徴収)	第 3 期	10月11日 ~ 同月31日	10月16日 ~ 11月 5日
	第4期	1月11日 ~ 同月31日	1月16日 ~ 2月 5日
	第1期	4月11日 ~ 同月30日	4月16日 ~ 5月 5日
固定資産税	第 2 期	7月11日 ~ 同月31日	7月16日 ~ 8月 5日
都市計画税	第 3 期	9月11日 ~ 同月30日	9月16日 ~ 10月 5日
	第4期	11月11日 ~ 同月30日	11月16日 ~ 12月 5日
軽自動車税	全 期	5月11日 ~ 同月31日	5月16日 ~ 6月 5日

納期限が休日に当たる場合は、その翌日が納期限となる。

経緯

浜松市においては、昭和 45 年度に、当時は月末を給与支給日とする事業所が 多かったことから、金融機関窓口の混雑解消等を目的として、納期限を月末日から 翌月5日とする条例改正を行った。

その後、口座振替やコンビニエンスストア納付の普及、給与支給日を 25 日とする事業所の数が増えるなど、社会状況が大きく変化した。

また、納期限が5日であるため、その他の料金等の引き落としにより残高不足が 生じ、市税の口座振替ができなくなるなどのデメリットが発生していた。

こうした問題を解決し、更なる納期内納付率の向上を図るため、浜松市税条例の 一部改正を行い、各月5日であった納期限を前月の末日とする納期とした。

主な周知方法

- ・「広報はままつ」への記事掲載
- ・市ホームページへの記事掲載
- ・平成 25 年度及び平成 26 年度当初納税通知書に注意書きを掲載
- ・税務関係団体を通じた周知用チラシの配付及び機関紙への記事掲載

(以下、浜松納税意識啓発市民会議との連携により実施)

- ・納期限変更周知用ポスターを作成し、市内金融機関、市関連施設等へ掲示
- ・納期限変更周知用ポケットティッシュを作成し、市関連施設において配付
- ・バス内電光掲示を利用したPRの実施

(2) 民間委託による初期滞納への対応

滞納整理は、滞納早期からの催告、累積防止の勧告が中・長期的な収入率向上につながるため、初期対応が肝要であるが、対象者が多く、職員が個別に対応することは困難である。そのため、現年課税分のみの滞納者に対する電話催告、その後の訪問催告を民間委託し、早期かつ綿密な納付催告を実施することにより、公平・公正な市税の徴収体制を維持し、現年課税分収入率の向上を図る。

> 電話催告業務内容

納期限経過後約30日を経過する滞納市税について、電話番号の把握ができる滞納者への電話による納税指導

> 訪問催告業務内容

納期限経過後約30日を経過する滞納市税について、電話番号の把握ができない 滞納者宅を訪問し納税指導

▶ 民間委託区分

	年度区分	4月	6月	7月	8月	10 月	12月	2月	4月	_
市税	前年度分	5月まで	実施							
山小水	現年課税分		6月;	から実施						

平成 25 年度の実績

▶ 催告対象者に対する催告の状況(会話率)

	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	56,657 人	34,342 人	60.61%
訪問催告	37,903 人	18,231 人	48.10%

重複し対象となることがある。

▶委託した未納額に対する納付の状況

年度 区分	対象年度(切替時期)	対象金額 (千円)		納付金額 (年度末	` '	
H24	平成 23 年度課税分(~H24/7月)	302,661	2,765,753	120,327	2,166,439	
1124	平成 24 年度課税分(H24/6 月~)	2,463,092	2,705,755	2,046,112	2,100,439	

H24 年度委託契約額 49,535 千円

H25	平成 24 年度課税分(~H25/7月)	273,070	2,661,122	98,421	2,046,043
1123	平成 25 年度課税分(H25/6 月~)	2,388,052	2,001,122	1,947,622	2,040,043

納付額には自主納付分が含まれる。

H25 委託契約額 45,189 千円

(3)外国人の収入率の向上

現状

- » 現在、浜松市内には外国人約2万1千人が居住し、市内の総人口81万3千人のうち 2.6%を占めている。
- 最盛期の3万3千人余から1万2千人減少となっているが、リーマンショックとその後の景気低迷による日本の経済・雇用情勢の悪化と、ブラジルやアジア諸国の経済成長により、母国帰国の機運が高まったことが原因と考えられる。
- 外国人の滞納の問題は、滞納を残したままで帰国してしまうことである。帰国と一時帰国との判定は、既存の住民登録情報からは困難なため、滞納整理の初期段階から支障となることが多い。
- ➤ 平成 25 年度決算時の滞納繰越額 52.63 億円のうち、外国人分は 5.44 億円であり、 10.3%と人口比率を上回る高い比率となっている。

		H25	H24
1 - 4	浜松市全体	812,888 人	816,490 人
人口 1	外国人	21,488 人	24,156 人
現年度分収	人率 2	68.19%	62.95%
滞納繰越額		544 百万円	665 百万円

- 1 人口は各年10月1日現在
- 2 対象税目は個人市民税(特別徴収分を除く) 固定資産税、軽自動車税

今後の取組

- 外国人学校での租税教室や、多言語に対応したパンフレット作成などにより納税意識の啓発、広報活動を行っていく。
- ▶ 担税力がある場合は、財産調査を徹底し差押処分を積極的に実施していき、担税力が減少した場合は、徴収の猶予措置等を法律に従い進めていく。
- 担税力を喪失し、換価可能財産も無い場合は、滞納処分の停止等を迅速に行う。
- 外国人滞納者の3割に及ぶ帰国や転出者について、徹底した調査により、実態を正確に把握し、徴収不可能な滞納者については、執行停止等の整理を迅速に進める。

(4) 口座振替の推進

・口座振替による納期内納付率は、96.45%と非常に高く、口座振替の推進は収入率の向上 に大きく貢献している。

経過

- ▶ 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。
- 平成 22 年度から平成 24 年度において、金融機関窓口での口座振替加入促進事業 を実施した。
- 平成 24 年度にホームページからダウンロードできる口座振替申込書を導入し、申込者の利便性の向上を図った。

口座振替利用率

	H25	H24	H25-H24
個人市民税(普通徴収)	43.44%	43.58%	0.14
固定資産税・都市計画税	65.97%	65.84%	0.13
軽自動車税	24.35%	24.84%	0.49
全 体	54.87%	54.84%	0.03

・上記利用率は、全ての税目について指定都市 20 市中上位となっている。 (ただし、一部の市に口座振替未実施税目と未集計税目あり)

平成 25 年度実施事業

- > 当初納税通知書(個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)に、 口座振替依頼書に加え、返信用封筒を同封し、申込者の利便性の向上による口座振 替の拡大を図った。
- ➤ 個人市民税の特別徴収事業所の指定の徹底や、コンビニ納付の普及により、利用率が減少した税目もあるが、口座振替推進対策により、全体利用率は 0.03 ポイント増の 54.87%となった。

今後の取組

- ▶ 口座振替依頼書の様式を見直し、利用者がより記載し易い依頼書とする。
- 継続して実施する口座振替推進対策
 - ・金融機関、公共機関へのリーフレット配布
 - ・宣伝用ポケットティッシュなどの作成、配布
 - ・宣伝ポスターの作成、掲示(遠州鉄道駅構内、公共機関など)
 - ・バス、電車車内電光表示広告
 - ・市役所庁舎壁面懸垂幕掲示
 - ・市役所庁内モニター掲載

(5)特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

「特別徴収」の法的位置付け

地方税法において、「市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と 規定され、事業所への特別徴収(給与からの引き去り)が義務付けられている。

特別徴収と普通徴収の収入率の比較

特別徴収は普通徴収に比べ収入率が6.52 ポイント高く、収入率の向上を図る点からも特別徴収事業所の指定を徹底していく必要がある。

《 収入率の比較 》平成 25 年度

特別徴収(99.73%) ◆ → 普通徴収(93.21%)

平成 25 年度までの取組状況

- ア 受給者総人員3人以上の事業所を対象に指定を実施
 - 静岡県下一斉の特別徴収事業所指定の取組との連携を図る中で、平成25年度の 指定予定事業所を対象とした説明会の実施
- イ 浜松市への入札参加資格及び補助金の申請時における、特別徴収の義務付け条件 の強化(平成24年度から)
- ウ 民間委託事業者による、特別徴収新規指定事業所への電話連絡による通知書の到 達確認と事務内容の説明事業の実施
- エ その他の取組
 - 事業所への訪問勧奨活動
 - > 文書による勧奨活動
 - > 浜松納税意識啓発市民会議での特別徴収事業所拡大決議
 - 社会保険労務士会への協力依頼
 - ▶ 地元ラジオ局の番組を活用した特別徴収事業所拡大の取組の説明
 - ▶ 特別徴収拡大用チラシの配布、ポスターの掲示、市の広報誌への掲載
 - 県財務事務所との協力体制による訪問勧奨
 - 新規指定事業所への電話連絡による事務内容の説明及び納入等の確認
 - 青色申告会、税理士会、商工会等への取組内容の説明

今後の取組

現在未指定となっている事業所を対象として、指定の拡大を図るとともに、特別徴 収指定初年度は、収納担当課と連携しながら納入等の指導を徹底していく。

(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

設立趣旨

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係団体が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議を設立した。

平成 25 年度事業実績

- ▶ 市民の納税意識の高揚を図るため、遠鉄バス前部に広告を掲出
- 外国人の納税意識の高揚を図るため、2種類のポスターを作成し、遠鉄電車主要 9駅や遠鉄バス(フロントワイドライン)に掲出
- ▶ ザザシティと遠鉄百貨店のオーロラビジョンで「税金ってなあに?篇」のCMを 放送
- 平成 26 年度からの納期変更の周知を図るため、ポスターとポケットティッシュを作成し、金融機関や市役所に掲出・窓口配布するとともに、遠鉄電車・バス車内での文字放送を実施

今後の取組

ア 広告宣伝事業

- ▶ オーロラビジョン、公共交通機関を利用した広報
- ▶ 啓発ポスターの作成、掲示
- 新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
- ▶ マスメディアによる情報発信

イ 外国人に対する啓発事業

- ▶ 啓発ポスター作成、掲示
- ▶ 各種団体による情報発信

(7) エルタックス (eLTAX) の実績と取組

開始時期

▶ 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日

➤ 電子申告(eLTAX)受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

実績

ア 電子申告(eLTAX)の状況

	個人市民税 (給与支払報告書)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税
申告事業所総数	32,987	28,655	15,467	2,124
電子申告事業所数	12,895	16,826	3,687	175
電子申告率(%)	39.09	58.72	23.84	8.24

法人市民税と事業所税は、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの申告数から算出 個人市民税と固定資産税は、平成 25 年 1 月から 12 月までの申告数から算出

イ 電子申告(eLTAX)の推移

(電子申告率%)

	個人市民税 (給与支払報告書)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税
H24	11,657 (36.65)	15,911 (56.80)	3,292 (20.56)	157 (9.76)
H25	12,895 (39.09)	16,826 (58.72)	3,687 (23.84)	175 (8.24)

分析

- ▶ 個人市民税(給与支払報告書)の申告率は39.09%、前年度比2.44ポイント増
- ▶ 法人市民税の申告率は58.72%、前年度比1.92ポイント増
- ▶ 固定資産税(償却資産)の申告率は23.84%、前年度比3.28ポイント増
- ▶ 事業所税の申告率は 8.24%、前年度比 1.52 ポイント減少したが、電子申告事業所数 は 18 件増加
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用されている。
- 電子申告事業所の増は、課税コストの削減に効果がある。今後も継続してエルタックスの利用を促進していく。

今後の取組

- ▶ 特別徴収事業所指定の取組に合わせ、エルタックスの利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。

国と地方の取組

1 国と地方の税体系

平成 25 年度の国と地方の税配分は、地方が 34.0 兆円、国が 46.8 兆円となっている。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、地方 66.6 兆円、国 14.2 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と 地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」 となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における税の配分状況(平成 25 年度)

《地方4:国6》 地方税 国税 34.0 兆円 (42.1%) 46.8 兆円 (57.9%) 税の配分 《地方8:国2》 地方 玉 地方交付税 国庫支出金等 14.2 兆円 税の実質配分 66.6 兆円(82.4%) (17.6%)税源移譲 国と地方の役割分担に応じた「税配分」 地方税 国税 税の配分 地方の役割 国の役割 役割分担

- 22 -

国税、県税、市税の関連図 国税 単位:百万円 平成 25 年度浜松市決算額 地方交付税 所得税 22,097 百万円 法人税 酒税 (22,097)消費税 地方譲与税 3,615 百万円 たばこ税 (1,648) 市税 地方揮発油税 (1,869)自動車重量税 石油ガス税 (98) 市民税(個人・法人) 固定資産税 その他の税 軽自動車税 市たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 126,979 百万円 入湯税 県 税 単位:百万円 事業所税 都市計画税 県民税 (1,581)地方消費税 (8.130)ゴルフ場利用税 (96)

自動車取得税

軽油引取税

その他の税

(1,361)

(5,000)

平成 25 年度浜松市の決算額では、国税から地方交付税 22,097 百万円、地方譲与税 3,615 百万円、県税から交付金として 16,168 百万円となった。市税 126,979 百万円と合わせた 決算額は、168,859 百万円となった。

交付金

計

16,168 百万円

168,859 百万円

2 静岡地方税滞納整理機構の効果と実績

事業内容

(1) 滞納整理事業・・・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務

(2) 税務研修事業・・・・構成団体の職員に対する徴収研修や課税研修の開催

(3) 申告書の受付等・・・・軽自動車税に係る申告書の受付、審査、保管等 浜松市から機構への職員の派遣 2名

滞納整理事業の実績

移管予告に対する効果(平成26年5月31日現在)

① 移管予告書送付件数	453 件
② 完納件数	9件
③ 納付約束件数	112 件
④ 催告対象金額(本税)	515,496,000 円
⑤ 納付金額(延滞金含む)	58,344,000 円

徴収実績(平成25年6月1日~平成26年5月31日)

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150 件	985 件
移管金額	222,980,653 円	1,724,319,028円
徴収金額	73,840,215 円	739,235,286 円
収納率 (/)	33.10%	43.00%
差押件数	214 件	1,047件

「静岡県全体」は県財務事務所分を含む。

移管による効果額

		<u></u>
① 機構徴収額	73,840,215 円	150 件(うち完納 13 件)
② 経費	25,538,000 円	ア 基本負担額 100,000 円
(機構への負担金支出)		イ 処理件数割額 16,500,000 円
		(@110,000 円×150 件)
		ウ 徴収実績割額 8,938,000 円
③ 返還額	2,289,800 円	負担金に対する執行残
④ 効果額(①-②+③)	50,592,015 円	

平成 26 年度移管状況(平成 26 年 6 月 2 日現在)

	浜松市	静岡県全体	
移管件数	150 件	1,016件	
移管金額 (本税)	209,928,528円	1.726,152,067 円	

「静岡県全体」は県財務事務所分を含む。

3 条例指定寄附金制度

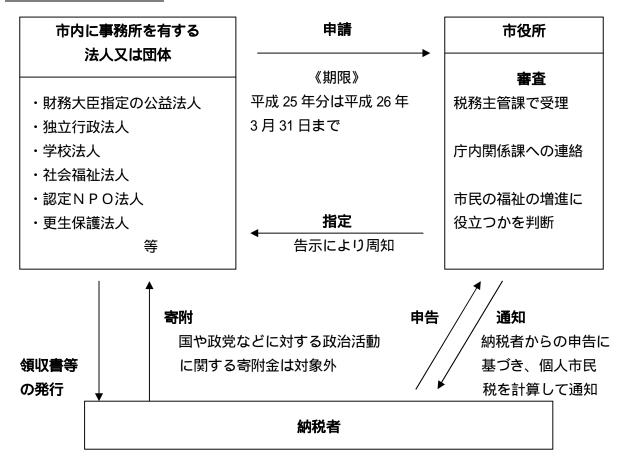
条例指定寄附金制度とは

- ▶ 地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税 における寄附金税制を拡充するために平成20年4月30日の地方税法等の一部を改正す る法律の施行により導入された。
- 》 条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、2 千円を超える部分(総所得金額等の30%が上限)について、市民税6%及び県民税4%(市・県民税両方の指定があれば合わせて10%)を乗じた額が翌年度の個人住民税から軽減される。

本市が条例指定した法人数(平成26年3月31日現在)

- ▶ 社会福祉法人 66 法人
- ▶ 国公立大学法人 3法人
- ▶ 私立学校法人 13法人
- ▶ 公益財団法人 13法人
- ▶ 認定NPO法人 2法人

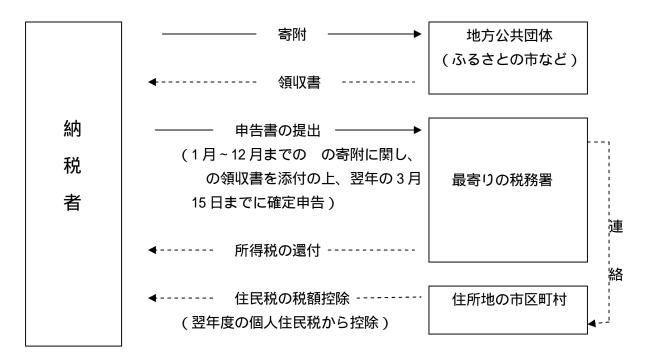
条例指定寄附金の流れ



4 ふるさと納税(寄附金)制度

ふるさと納税とは

▶ 「ふるさと納税」制度は、愛着のある故郷(ふるさと)に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体へ寄附をした場合、その寄附金の一定限度額を、今の居住地の住民税などから控除できるしくみである。(平成20年度税制改正により創設)



平成 25 年度の実績

<u>寄附件数・金額 216 件 4,349,330 円 (平成 24 年度実績 169 件 3,428,100 円)</u> 市外在住者 150 件、市内在住者 66 件

(1)産業、雇用の創出	23 件	600,000円
(2)子育て、学力の支援	38件	872,000円
(3)防炎、防犯の強化	11 件	160,000円
(4)自然との共生、持続可能な社会の実現	10 件	115,000円
(5)健康づくりの推進、地域医療の充実	27 件	340,000円
(6)地域文化の創造、魅力発信	10 件	320,000円
(7)浜松市におまかせ	97件	1,942,330円

本市の取組

▶ 本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方々などの想いを寄附というかたちで応援していただくため、「寄附の方法」や「ふるさと納税のしくみ」などをホームページに掲載している。首都圏における情報収集及び発信の拠点である東京事務所とも連携をとって「ふるさと納税」のPRに努めた。

寄附者へのお礼など

▶ 1万円以上の寄附をしていただいた個人の方には、お礼状と共に、「浜松市の特産品」を 進呈する。【農産物・海産物(2種類)・木工製品(2種類)の中から1つを選択】

平成 26 年度の取組

ふるさと納税を契機として、寄附文化の醸成を図るとともに、より一層浜松に愛着をもって いただけるよう、次の取組を行う。

- ➤民間のふるさと納税ポータルサイトを活用し、多くの人の目に触れるよう P R を行う。
- ⇒農林水産政策課との連携により、お礼品の種類を拡大し、地元産品のPRを行うとともに、浜松市の魅力を発信することで、寄附者の増加を図る。

	寄附額	お 礼 品
変更前	1 万円以上	5 品から 1 品を選択
変更後	1万円以上2万円未満	20 品から 1 品を選択
	2万円以上	24 品から 1 品を選択

- ➤浜松市へ一層興味を持っていただけるよう、寄附者へお礼状を送付する際、市の観光 パンフレットを同封する。
- ▶東京事務所主催の「やらまいか交流会」において、浜松市にゆかりのある方への呼びかけを行う。

浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成25年度決算税目別構成比の比較 現年課税分+滞納繰越分)] (単位:百万円、%)

		指定都市 平均収入額	構成比率	浜松市 構成比率 収入額		比 較 -	
	個人	84,400	33.32	45,513	35.85	2.53	
市民税	法人	28,914	11.41	11,000	8.66	2.75	
固定資產	 全税	99,652	39.34	51,233	40.35	1.01	
軽自動車	巨税	1,208	0.48	1,565	1.23	0.75	
市たばこ	二税	11,224	4.43	5,376	4.23	0.2	
事業所和	兑	7,668	3.03	4,968	3.91	0.88	
都市計画		20,104	7.94	7,202	5.67	2.27	
その他の	D税	121	0.05	122	0.10	0.05	
計		253,291	100.00	126,979	100.00		

指定都市平均は、平成 25 年度の指定都市(浜松市を除く 19 都市)の平均(市町村税の徴収実績第6表より)

- ・指定都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の構成比が高く、法人市民税、都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域の 割合が少ないことを示している。
- ・軽自動車税は、構成比率としては約1%であるが、指定都市の構成比率平均と比較する と倍以上である。このことは、本市において軽自動車が市民生活に欠かせないもので あることを示している。

[平成 25 年度決算税目別収入率の比較(現年課税分)]

(単位:百万円、%)

		指定都市 平均収入額	収入率	浜松市 収入率 収入額		比 較 -
	個人	83,151	98.52	44,670	98.33	0.19
市民税	法人	28,851	99.75	10,973	99.64	0.11
固定資	資産税	98,671	99.22	50,686	99.20	0.02
軽自動	車税	1,185	97.36	1,545	98.09	0.73
市たは	ばこ税	11,224	100.00	5,376 100.00		0
事業	所税	7,655	99.85	4,958	99.76	0.09
都市計	十画税	19,882	99.13	7,124	99.20	0.07
その他	也の税	117	98.52	120	97.85	0.67
言	†	250,736	99.08	125,452	98.97	0.11
前年度	要実績	247,146	98.81	122,909	98.85	0.04

指定都市平均は、平成 25 年度の指定都市(浜松市を除く 19 都市)の平均(市町村税の徴収実績第6表より)

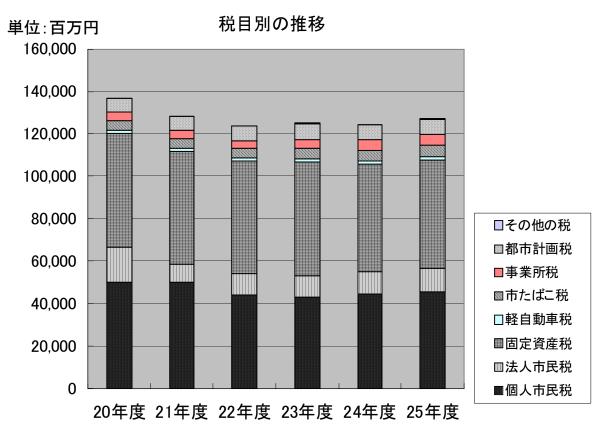
- ・本市の現年課税分収入率は、法人市民税、固定資産税、事業所税等で指定都市平均を下回り、全体としても、指定都市の平均を 0.11 ポイント下回った。
- ・前年度収入率との比較からも分かるように、指定都市全体の収入率も上昇しており、どの 都市も現年課税分収入率の向上に重点をおいていることが分かる。

(2) 経年変化からみた平成 25 年度決算の特徴

税目別収入額の推移(現年課税分+滞納繰越分)

					(+	ш. П/1111/	
		H20	H21	H22	H23	H24	H25
+ - 14	個人	50,295	50,301	44,003	43,040	44,691	45,513
市民税	法人	16,240	8,243	10,116	10,272	10,483	11,000
固定資産和	说	53,909	53,381	53,291	53,510	50,666	51,233
軽自動車和	说	1,397	1,438	1,467	1,491	1,524	1,565
市たばこ和	兑	4,525	4,234	4,308	4,902	4,836	5,376
事業所税		3,869	3,874	3,763	4,240	5,024	4,968
都市計画和	兑	6,547	6,574	6,700	7,482	7,147	7,202
その他の種	兑	131	112	114	112	138	122
計	_	136,913	128,157	123,762	125,049	124,509	126,979

(単位:百万円)



市税総額は、税源移譲等があった平成 19 年度の 137,428 百万円をピークとして、不況の影響などにより、平成 22 年度まで 3 年連続の減となっていた。平成 23 年度は合併による都市計画税の不均一課税措置等が終了したため、4 年ぶりに前年度を上回ったが、平成 24 年度は、土地の地価下落、評価替えによる既存家屋の減価が影響し、前年度を下回った。平成 25 年度は景気回復による個人・法人市民税の増、家屋の新増築による固定資産税の増や県たばこ税の一部移譲よる市たばこ税の増などにより、2 年ぶりに増加し、対前年度比 2,470 百万円増の 126,979 百万円となった。

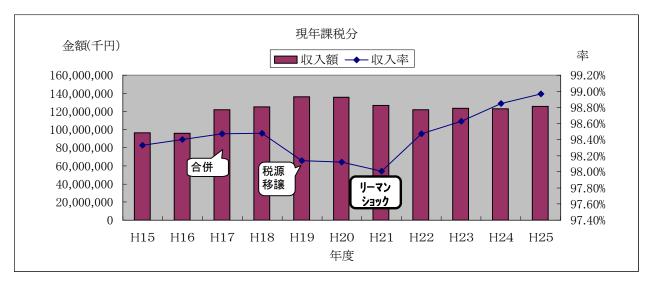
- ・個人市民税は、平成 22 年度にリーマンショックによる前年の個人所得の落ち込みのため大幅に減少し、平成 23 年度まで減少を続けていたが、平成 24 年度は、扶養控除の見直し(年少扶養控除廃止)などにより、対前年度比 1,651 百万円の増となった。 平成 25 年度は特別徴収事業所の指定拡大による影響や、給与所得及び納税義務者の増加により対前度年比 822 百万円増の 45,513 百万円となった。
- ・<u>法人市民税</u>は、平成 20 年度の 16,240 百万円から、リーマンショックの影響により平成 21 年度の 8,243 百万円まで落ち込んだが、平成 22 年度から景気が持ち直しに転じた ことにより、4 年連続増となり、平成 25 年度には 11,000 百万円となった。
- ・<u>固定資産税</u>は、平成 22 年度、平成 23 年度と概ね同水準で推移していた。平成 23 年度 は宅地分譲や大型分譲マンションなど家屋が好調であったため 53,510 百万円となった が、平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく 影響し、対前年度比 2,844 百万円減の 50,666 百万円となった。平成 25 年度は引き続き の地価下落があったものの、家屋の新増築の増や、償却資産の設備投資が増加したこと により増加し、対前年度比 567 百万円増の 51,233 百万円となった。
- ・<u>軽自動車税</u>は、軽四輪乗用自動車の登録台数が毎年着実に増加しており、平成 20 年度 1,397 百万円から、平成 25 年度には1,565 百万円となった。
- ・市たばこ税は、健康志向の高まりにより禁煙する方が増えたことから、売り渡し本数は年々減少している。税額は、平成20年度4,525百万円から、平成21年度4,234百万円と減少したが、平成22年10月の税制改正による税率の引き上げのため、平成22年度、23年度は増加に転じた。平成25年度は、法人実効税率の引上げに伴い、県たばこ税の一部が市に移譲されたことから、対前年度比540百万円増の5,376百万円となった。
- ・<u>事業所税</u>は、平成 20 年度の 3,869 百万円以降、大きな変動はなかったが、平成 23 年度、24 年度は合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したことにより増加した。平成 25 年度は従業者割の減により対前年度比 56 百万円減の 4,968 百万円となった。
- ・<u>都市計画税</u>は、平成 18 年度以降毎年微増しており、平成 23 年度は合併による不均一課税措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対する税率が一律 0.3%となったため、対前年度比 782 百万円増の 7,482 百万円となったが、平成 24 年度は地価下落と既存家屋の減価の影響により 335 百万円減の 7,147 百万円となった。平成 25 年度は固定資産税と同様、土地の地価下落があったものの、家屋の新増築の増により対前年度比 55 百万円増の 7,202 百万円となった。

(3) 浜松市の市税収入率実績表

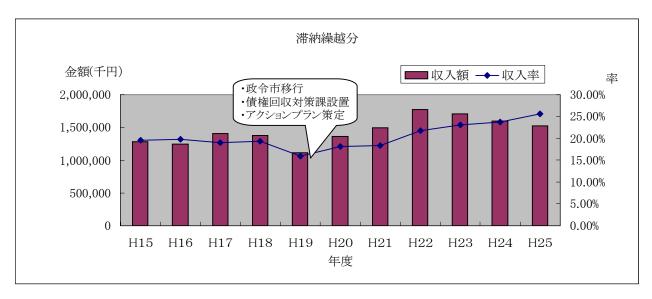
(単位:千円)

区分	現年課税分			滞納繰越分		
年度	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
H15	98,073,898	96,436,909	98.33%	6,574,419	1,282,385	19.51%
H16	97,354,620	95,797,892	98.40%	6,287,049	1,245,395	19.81%
H17	123,602,743	121,708,338	98.47%	7,388,936	1,405,547	19.02%
H18	126,914,442	124,982,131	98.48%	7,114,796	1,376,634	19.35%
H19	138,893,087	136,315,500	98.14%	6,974,904	1,112,993	15.96%
H20	138,144,906	135,549,385	98.12%	7,506,875	1,363,411	18.16%
H21	129,236,948	126,661,064	98.01%	8,134,982	1,495,679	18.39%
H22	123,888,269	121,992,099	98.47%	8,125,055	1,769,955	21.78%
H23	125,059,237	123,340,696	98.63%	7,389,077	1,707,823	23.11%
H24	124,342,438	122,908,560	98.85%	6,730,452	1,600,534	23.78%
H25	126,761,932	125,451,337	98.97%	5,959,442	1,527,291	25.63%

H25全体 132,721,374 126,978,628 95.67%



現年課税分の収入率は、平成19年度からの税源移譲による個人住民税の税構造の変更や、世界的不況の影響により平成18年度の98.48%をピークとして大幅に低下したが、個人市民税における特別徴収事業所の指定の拡大や、「市税滞納アクションプラン」による早期かつ徹底した徴収対策により、年々上昇し、平成25年度決算においては、過去最高であった前年度をさらに0.12ポイント上回る98.97%となった。



滞納繰越分については、15.96%と落ち込んだ平成19年度以外は17%~19%台となっていたが、 平成22年度以降、差押えを中心とした滞納整理の徹底などの対策によって、年々上昇し、平成25年度は 対前年度比1.85ポイント増の25.63%まで上昇した。

2 市民一人当たりの分析

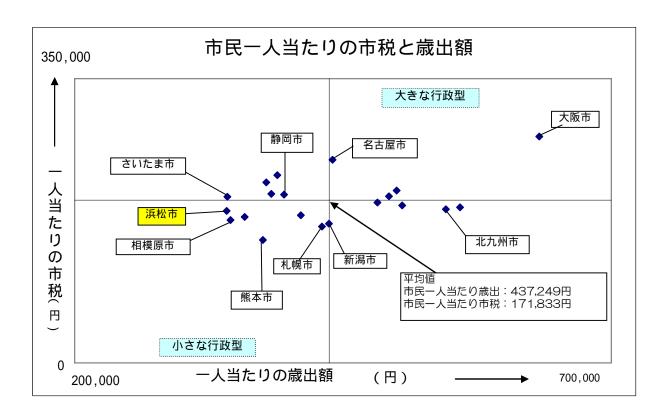
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

大きな行政型:市税も歳出も多い 大阪市、名古屋市など

:市税が多く歳出が少ない さいたま市、静岡市など

小さな行政型:市税も歳出も少ない 浜松市、相模原市、熊本市など

:市税が少なく歳出が多い 新潟市、北九州市など



対象都市は、平成25年度の指定都市(20都市)

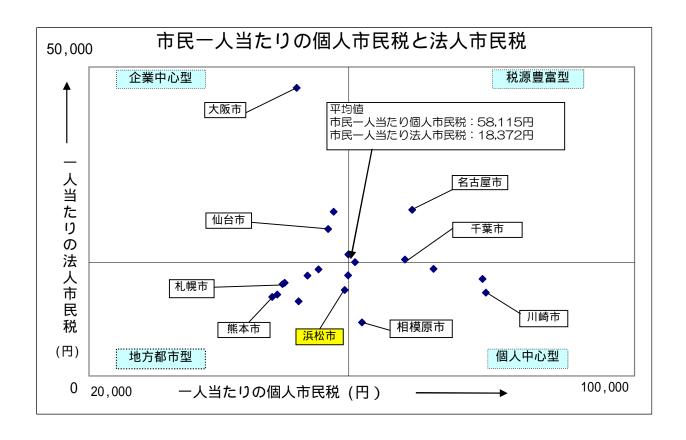
本市は、一人当たりの市税及び一人当たりの歳出額ともに指定都市平均を下回っており、左下の「小さな行政型」に分類される。

(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

税源豊富型:法人市民税も個人市民税も多い 名古屋市、千葉市など

地方都市型:法人市民税も個人市民税も少ない 浜松市、札幌市、熊本市など

企業中心型:法人市民税が多く個人市民税が少ない 大阪市、仙台市など 個人中心型:法人市民税が少なく個人市民税が多い 川崎市、相模原市など



対象都市は、平成25年度の指定都市(20都市)

本市の一人当たりの個人市民税は指定都市の平均をやや下回っており、 法人市民税においては、指定都市の中でも低い水準にあることから、 「地方都市型」に分類される。

- 35 -

平成 26 年版 浜松市の市税のすがた

平成 26 年 9 月発行

編集・発行 浜松市財務部税務総務課 浜松市中区元目町 120 番地の 1 TEL 053 (457) 2141